徳島県立徳島聴覚支援学校 自転車通学規程

(許可条件)

- 第1条 次の各号に掲げる要件を満たす者に対して本校での自転車通学を許可することができる。
 - (1)本校中学部、高等部及び専攻科に在学している者
 - (2)通学距離(最寄りの駅)が通学距離(最寄りの駅)が原則として1.5 km以上8 km未満の者(通学に公共交通機関を利用する生徒については、自宅から最寄りの駅・バス停までの使用についても許可条件に含む)
 - (3)その他、校長が適当と認めた者

(手続き)

- 第2条 自転車通学を希望する者は、次の手続きを行う。
 - (1)所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出すること。
 - (2)届出をもとに生徒活動課で検討し、校長が許可する。
 - (3)競技用自転車、及び通学用として不適当な自転車は交通安全上の理由から許可しない。
 - (4)その他、教員の指導に従うこと。

(遵守事項)

- 第3条 本校へ自転車通学する者は、次の各号に掲げる事項を遵守する。
 - (1)交通法規を守ること。
 - (2)競技自転車、及び通学用として不適当な自転車は交通安全上から許可しない。
 - (3)ヘルメットを着用すること。
 - (4)その他、教員の指導に従うこと。

(不認可)

- 第4条 前条の遵守事項に違反した場合は、自転車通学を認めない。
- 2 第1条の許可条件に該当しなかったときには、自転車通学を認めない。